

【確定申告日程表】

受付時間 午前9時～午後4時

月 日	田原市役所	渥美支所	赤羽根支所
2.18	西浦・吉胡・姫見台・光崎・木綿台・吉胡台	宇津江・村松	実施していません。
19	浦	八王子・馬伏	
20	東馬草・西馬草・山ノ神・雲明・仁崎	江比間	
21	豊島	伊川津	
22	大久保	石神・夕陽が浜	
25	相川・谷熊・やくま台	高木・折立・山田	
26	萱町・本町・新町	古田・長沢	
27	川岸・神戸市場・希望が丘・漆田・赤松・志田・青津・新美	中山	高松校区
28	芦・彦田・保井・今方・南・ほとと台・北海道・野田市場	小中山	
29	波瀬・片浜・白谷	福江	高松校区
3. 3	一番東・一番西・三番組・四番組東・四番組西・四番組南・蔵王東ヶ丘・蔵王南ヶ丘	保美・向山	
4	八軒家・藤七原・鎌田	亀山・西山	赤羽根校区
5	長上・久美原・浜田・百々・新浜	伊良湖・日出	
6	大草団地・谷ノ口・東ヶ谷・大草・東赤石・サンコート・南町	堀切	
7	加治・衣笠・東滝頭・赤石	小塩津・和地一色	若戸校区
10	この期間は地区別の指定はありませんが、例年大変混雑します。できる限り早めに申告をお願いします。	和地・土田	
11		地区別の指定はありません。どなたでも申告できます。	
12			
13			
14			
17			

譲渡所得のある方は、2月27日(水)・28日(木)・29日(金)・3月3日(月)に田原市役所会場で申告してください。(赤羽根支所・渥美支所では行いません。)

地区別指定日に都合の悪い方は、申告期間内の都合の良い日に申告してください。また、市内の方は、いずれの申告会場でも受け付けていますのでご利用ください。

収支内訳書の書き方や消費税に関する申告など、わからないことがある方は、2月18日(月)～3月4日(火)に「税務署および税理士による相談日」を田原市役所会場に設けますのでご相談ください。

渥美支所会場でも、2月26日(火)～3月4日(火)に「税理士による相談日」を行います。

【お願い】

平成19年分からの主な改正点



次の改正点により、所得税・市県民税などの増減・控除があります。

定率減税の廃止

所得税税率の仕組みの変更

損害保険料控除を改め、地震保険料控除の創設

控除期間延長などの特例の創設

住宅のバリアフリー改修促進税制の創設

特定増改築等住宅借入金等特別控除の創設

そのほかの申告について

個人事業者の消費税および地方消費税の申告は3月31日(月)まで、贈与税の申告は2月1日(金)から3月17日(月)まで受け付けています。

「ご不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。」

豊橋税務署

☎(0532)52局6201

税務課

☎23局3509 FAX 23局0180

介護保険と医療費控除

介護保険の認定を受けた方のおむつ代にかかる医療費控除

医師がおむつを使用することが必要であると認められた方のおむつ代は、医療費控除の対象となります。申告には、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、この控除を受けるのが2年目以降の方には、福祉課でも証明書を発行します。

介護保険の認定を受けた方の障害者控除

認定にかかる主治医意見書で、障害の程度や寝たきりであることが確認できれば、身体障害者手帳などをお持ちでない方も障害者控除(特別障害者控除)の対象となります。申告には、福祉課で交付する「認定書」が必要です。

発行に関する手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

福祉課 田原福祉センター内)

☎23局3217 FAX 23局3545